

大分県内に在住する新入生保護者の皆様へ

奨学給付金（一部早期給付）について（ご案内）

平素から大分県の実育活動にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

このご案内は、特に負担の大きい入学時に必要な支援を受けることができるよう、**新入生**のいる世帯へ奨学給付金の4～6月分に相当する額の早期給付を行うためのものです。

下記の受付対象者に該当し早期給付を希望される方は、別添の申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類とともに**6月17日（金）**までに、封筒に入れて**学生課学生支援係**へ提出してください。

なお、今回は4～6月分の一部早期給付の申込みとなりますので、7月以降に、改めて年額給付分のご案内を致します。今回一部早期給付を申請しなかった場合で、7月1日現在の状況にて支給対象者となった場合は、例年どおり4月～3月分を支給することとなります。

○大分県高校生等奨学給付金とは。

生活保護世帯、住民税非課税世帯を対象に、授業料以外の教育費を支援する制度です。
返済する必要はありません。

○今回申請受付対象者

令和4年度新入生のうち、一部早期給付を希望する場合、以下の要件等に該当する世帯へ奨学給付金の4月～6月分相当額支給（支給額は裏面をご覧ください。）します。

令和4年4月1日現在で、

- ・非課税世帯（生活保護世帯を含む）であること

※令和3年度（2021年度）の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が世帯で0円

（**家計急変**により保護者等の収入が激減し、上記非課税世帯**相当**とみなされれば支給できる場合があります。）

- ・保護者（親権者等）が大分県内に住所を有すること
- ・生徒が高等学校等に在学していること

などの要件に該当する場合に支給の対象となりますので、詳しくは、別添の「【お知らせ】令和4年度大分県高校生等奨学給付金（一部早期給付）について」でご確認ください。



（裏面へつづく）

○給付額（今回支給する相当額及び年間予定額）

早期給付	区分 (4月1日現在)	生活保護（生業扶助） 受給世帯	生活保護（生業扶助）受給世帯以外の非課税世帯	
			第1子高校生等の場合	第2子以降の高校生等の場合
4～6月分	全日制・定時制	8,075円（相当額） (32,300円（年間予定額））	28,525円（相当額） (114,100円（年間予定額））	35,925円（相当額） (143,700円（年間予定額））
4～6月分	通信制		12,625円（相当額） (50,500円（年間予定額）） ※1世帯に通信制の対象生徒と全日制又は定時制の対象生徒がいる場合は、 全日制又は定時制の対象生徒は「第2子以降」の扱いとする。	
4～6月分	専攻科	12,625円（相当額） (50,500円（年間予定額））		

※7～翌3月分については、7月1日現在における世帯区分の年額から4～6月分相当額を差し引いた額を給付します。なお、7月1日の世帯状況（所得・扶養の状況）が4月1日現在と変わった場合、変更となることがあります。

○「高等学校等奨学給付金」を受給するには

- ・要件に該当する保護者の方々等からの申請が必要です。
 - ・別添申請書（高校生等奨学給付金受給申請書）に必要事項をもれなく記入してください。
 - ・世帯の状況等により添付書類に違いがあります。詳しくは、別添の「【お知らせ】令和4年度大分県高校生等奨学給付金（一部早期給付）について」の提出書類をご確認のうえ、不備がないよう添付してください。
- ※対象世帯共通で、給付金の受取口座の口座番号、口座名義人（加）がわかる通帳等の写しが必要です。
- ※生活保護受給証明書を添付する場合は、申請する年の4月1日現在の生業扶助の措置状況が確認できるものを添付してください。
- ※生活保護受給世帯以外の場合、課税証明書は令和3年度分（2021年度分）のものを添付してください。（令和4年度分（2022年度分）とお間違えないようご注意ください。）
- ※健康保険証の写しは、申請する年の4月1日現在で23歳未満の被扶養者分全てが必要になります。（対象の高校生等及びその兄弟姉妹で扶養されている者について必要です。）ただし、当該写しで国民健康保険証等扶養関係の確認ができない場合は、写しに加えて扶養申立書を提出してください。

【お問合せ先】

大分工業高等専門学校

学生課学生支援係

TEL：097-552-6365